

平成26年 第2回定例会

苫小牧港管理組合議会会議録

平成26年8月28日開催

苫 小 牧 港 管 理 組 合 議 会

平成26年 第2回定例会
苫小牧港管理組合議会

平成26年8月28日（木曜日） 午後1時52分開会

○本日の会議に付議した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号から第8号について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第4号）の専決処分について）

報告第2号 予算の繰越しについて

報告第3号 一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会の経営状況について

報告第4号 一般社団法人日高管内漁業振興協会の経営状況について

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について）

報告第6号 損害賠償の額の決定の専決処分について

報告第7号 損害賠償の請求に関する和解の専決処分について

報告第8号 損害賠償の額の決定の専決処分について

日程第5 議案第1号について

議案第1号 平成26年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第1号）について

日程第6 一般質問

日程第7 議員提案第1号から第2号について

議員提案第1号 港湾関係事業の促進に関する意見書について

議員提案第2号 苫小牧港管理組合議会議員の派遣について

○出席議員（10人）

1番	池田謙次君	6番	田村龍治君
2番	沖田清志君	7番	矢農誠君
3番	川畑悟君	8番	渡辺満君
4番	神戸典臣君	9番	小山征三君
5番	木村司君	10番	遠藤連君

○説明員出席者

管	理	者	岩	倉	博	文	君
專	任	副	柏	葉	導	德	君
副	管	理	越	前	雅	裕	君
副	管	理	中	野	裕	隆	君
總	務	部	平	田	利	明	君
施	設	部	尾	崎	精	一	君
總	合	政	佐	藤	直	生	君
企	画	振	淺	井	孝	人	君
總	務	課	高	木		浩	君
業	務	課	松	原	敏	行	君
計	画	課	平	山	雅	樹	君
施	設	課	上	野	真	二	君
会	計	管	越	野	直	樹	君
總	務	課	木	澤	直	子	君
業	務	課	三	田	弘	志	君
施	設	課	猪	狩	康	博	君

監	查	委	員	飴	谷	長	藏	君
監	查	委	員	谷	本	誠	治	君
監	查	委	員	戸	村	真	規	君

○事務局職員出席者

事	務	局	長	高	木	浩	君	
庶	務	係	長	木	澤	直	子	君
議	事	係	長	猿	田	秀	一	君
書			記	田	村	慎	一	君
書			記	鈴	木	裕		君

○開会

○議長（遠藤 連君） これより、本日をもって招集されました平成26年第2回定例会を開会いたします。

開議に先立ちまして、管理者から挨拶並びに管理組合の特別職の方を議員各位に御紹介したい旨申し出がございますので、これを許します。

管理者、岩倉博文君。

○管理者（岩倉博文君） 去る6月29日に行われました苫小牧市長選におきまして当選をさせていただきました。翌30日、当選証書をいただき、7月1日に港管理組合に初登庁したところでございます。

厳しい状況下ではありますが、与えられた任期の中で、苫小牧の地域特性を生かし、また港湾の一層の機能強化を図るなど、苫小牧港の管理者としての責任を全うしたい、そのような決意でおりますので、議長初め議員の皆様方には、今後ともよろしく願いを申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

私から、人事異動に伴う管理組合の特別職を御紹介させていただきます。

副管理者であります北海道総合政策部交通企画監の越前雅裕でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 次に、専任副管理者から管理職員の紹介をお願いいたします。

専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） それでは私から、人事異動により管理職員が変わりましたので、御紹介申し上げます。

施設部長の尾崎精一でございます。

企画振興課長の浅井孝人でございます。

総務課長の高木 浩でございます。なお、総務課長は、議会事務局長を兼ねております。

業務課長の松原敏行でございます。

総務課長補佐の木澤直子でございます。なお、総務課長補佐は、議会事務局庶務係長を兼ねております。

業務課長補佐の三田弘志でございます。

施設課長補佐の猪狩康博でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

次に、監査委員から監査委員事務局の管理職員の紹介をお願いいたします。

監査委員、飴谷長藏君。

○監査委員（飴谷長藏君） それでは、御紹介させていただきます。

監査委員事務局長の苫小牧市監査委員事務局長、戸村真規でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 連君） 以上をもちまして、それぞれの紹介を終わります。

○開議

○議長（遠藤 連君） それでは、本日の会議を開きます。

○会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 連君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、池田謙次君及び沖田清志君を指名いたします。

○会期の決定

○議長（遠藤 連君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（遠藤 連君） 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員より、平成25年度1月から平成26年度6月までの現金出納検査の結果の提出がありました。

既に配付しております議案等に報告書の写しがございますので、ご覧ください。

○報告第1号 平成25年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

○議長（遠藤 連君） 日程第4、報告第1号「平成25年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第4号）の専決処分について」承認を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」を御説明いたします。

この報告第1号につきましては、本来議会で御審議いただくべき案件でございますが、諸般の

事情により、平成26年3月14日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

報告第1号専決処分の承認を求めることについては、退職に伴う人件費の補正でございます。

お手元に配付しております議案等の9ページ、平成25年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算に関する説明書をご覧ください。

平成26年3月31日付で、当組合独自職員1名が自己都合により退職したことに伴い、退職金500万円の不足が生じたことから、補正を行うものでございます。

13ページをご覧ください。

歳入予算では、第2款使用料及び手数料第1項西港使用料及び手数料第1目港湾施設使用料で500万円を増額したものでございます。

これは、一般会計西港岸壁使用料が、2月に補正した額より3月末決算見込額の増収が見込まれる結果となったことから、退職金不足見合額の500万円、全額を充当するものとしたものでございます。

14ページをご覧ください。

歳出予算につきましては、第2款総務費第1項西港総務管理費第1目一般管理費500万円を増額するものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により御報告申し上げました。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤 連君） ただいまの説明に関し、御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御質問がなければ、本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決定いたしました。

○報告第2号 予算の繰越しについて

○議長（遠藤 連君） 次に、報告第2号「予算の繰越しについて」を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） 報告第2号「平成25年度苫小牧港管理組合一般会計予算の繰越し」につきまして御説明いたします。

議案等の17ページ、平成25年度苫小牧港管理組合一般会計予算の繰越明細費計算書をご覧ください。

この繰越明細費につきましては、平成26年第1回定例会における議案第5号「平成25年度

苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第３号）」の繰越明許費の設定についてで議決されました総額３億２，６３７万円を交付決定額により、９００万円減額し、総額３億１，７３７万円に確定するものでございます。

以上、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により御報告申し上げます。

○議長（遠藤 連君） ただいまの説明に関し、御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御質問がなければ、本件は終了いたします。

○報告第３号 一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会の経営状況について

○報告第４号 一般社団法人日高管内漁業振興協会の経営状況について

○議長（遠藤 連君） 次に、報告第３号「一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会の経営状況について」及び報告第４号「一般社団法人日高管内漁業振興協会の経営状況について」を、一括して議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） 報告第３号及び報告第４号を御説明申し上げます。

いずれも地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、当管理組合が出捐しております法人の経営状況について御報告するものでございます。

初めに、報告第３号「一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会の経営状況について」御説明いたします。

この基金協会は、苫小牧港に入出港する船舶による漁具、漁網の被害防止や漁業被害を補填することにより、漁業経営の安定を図ることを目的として、当管理組合から出捐金７億円を基本財産として設立をされました。

平成２５年度の決算につきましては、別冊１「業務報告書」の１３ページ、正味財産増減計算書をご覧ください。

まず、一般正味財産増減の部、１経常増減の部、（１）経常収益の経常収益計は１，４３６万２９０円で、前年度に比べ１９万１，１６５円の減となっております。

この主な理由は、基本財産受取利息の減によるものでございます。

次に、（２）経常費用ですが、経常費用計１，５２６万９，４６５円は、前年度に比べ２８４万５，９７９円の増で、この主な理由は、昨年４月から一般財団法人への移行に伴う租税公課費の増によるものでございます。

以上の結果、当期経常増減額は９０万９，１７５円の減で、一般正味財産期末残高は１億９７８万７，６８４円となり、指定正味財産期末残高７億円を加えた正味財産期末残高は８億９７８万７，６８４円となっております。

続いて、平成26年度の事業計画につきましては、別冊2「事業計画及び収支予算書」の1ページと2ページに記載がございますので、御参照願います。

3ページの収支予算書をご覧ください。

上段の経常収益計は1,351万1,000円で、その主な内容は、基本財産受取利息及び特定資産受取利息となっております。

また、4ページ中段に記載の経常費用計は1,655万円で、その主な内容は、職員の給料手当、救済助成費、租税公課となっております。

続きまして、報告第4号「一般社団法人日高管内漁業振興協会の経営状況について」御説明いたします。

この振興協会は、日高管内における漁業振興を図ることを目的とし、当管理組合からの出捐金12億6,800万円と会員からの出資金100万円により設立されました。

平成25年度の決算は、別冊3「業務報告書」の9ページをご覧ください。

まず、一般正味財産増減ですが、経常収益計は、上段に記載しておりますとおり、3,202万2,766円で、前年度に比べ463万6,599円の減となっております。この主な理由は、運用財産取崩額であります受取寄附金の減によるものでございます。

次に、中段に記載しております経常費用計3,207万2,180円は、前年度に比べ475万7,560円の減で、この主な理由は、昨年の事業であります共同利用施設設置事業の終了や漁業経営安定対策事業に対する助成金の減によるものでございます。

以上の結果、当期経常増減額は4万9,414円の減で、一般正味財産期末残高は46万5,617円となり、指定正味財産期末残高3億1,329万1,488円を加えた正味財産期末残高は3億1,375万7,105円となっております。

続いて、平成26年度の事業計画につきましては、別冊の4「事業計画および収支予算書」の1ページと2ページに記載がございますので、御参照願います。

この事業計画につきましては、3ページの収支予算書をご覧ください。

収入は6,477万3,740円で、その主なものは、運用財産利息収入、運用財産取崩、前年度からの繰越金となっております。

支出は収入と同額で、その主なものは、水産基盤整備事業などの事業助成金となっております。

以上、両法人の経営状況について御報告いたしました。

○議長（遠藤 連君） ただいまの説明に関し、御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御質問がなければ、本件は終了いたします。

○報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について）

○議長（遠藤 連君） 次に、報告第5号「苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、承認を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） 報告第5号「専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

議案等の23ページをご覧ください。

この報告は、苫小牧港管理組合の一般の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、諸般の事情により、平成26年3月31日に、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分をしたものでございます。

この改正は、当管理組合の再任用制度の運用の見直しに伴い、管理者が再任用職員の給料月額の特例措置を設ける等のため、関係規定を整備するものでございます。

再任用制度の運用の見直しは、平成25年度以降、公的年金の支払い開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられることに伴い生じます無年金期間への対応を国から要請されたことにより行うもので、平成25年度の定年退職者から原則フルタイムでの再任用を行うこととし、一般職については、給与格付を3級から2級へと引き下げ、また、管理職については、これまでの嘱託職員から再任用職員での任用とし、給与格付を4級または3級とするものでございます。

なお、以上の再任用制度の運用見直しは、平成25年度定年退職者から適用し、平成24年度までの定年退職者は現行制度を継続するものといたします。

改正の内容につきましては、再任用一般職の給与格付の引き下げに伴い、無年金期間となる当面の間、条例の附則を改正して給料月額の特例措置を講じるもので、再任用一般職のフルタイムに限り3級95%相当額とする特例措置を規定するものでございます。

これらの条例の施行日は、平成26年4月1日でございます。

以上、報告第5号につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告申し上げました。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 連君） ただいまの説明に関し、御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御質問がなければ、本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決定いたしました。

○報告第6号 損害賠償の額の決定の専決処分について

○議長（遠藤 連君） 次に、報告第6号「損害賠償の額の決定の専決処分について」を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） 報告第6号、損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして御説明いたします。

議案等の29ページをご覧ください。

この専決処分は、当管理組合所有のごみ集積所の蓋による車両接触事故に係る損害賠償の額を定めるもので、平成26年7月4日、地方自治法第180条の専決処分について、議決第1号の規定により損害賠償の額を専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものでございます。

この事故の内容でございますが、本年5月27日から5月29日の間に、苫小牧市港町1丁目6の1番の当管理組合駐車場フェンスの外に設置しておりましたごみ収集所の蓋が、同駐車場内に駐車中の車両に接触をし、一部を破損させたもので、損害賠償額は4万9,896円でございます。

なお、相手方に対する損害賠償金につきましては、苫小牧市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険制度から全額補填されております。

このたびの事故により、損害を与えてしまいました相手には、大変御迷惑をかけ、深くおわびを申し上げたところでございます。

事故の報告を受けた後、直ちにごみ集積所の蓋の開閉の仕組みを改良するとともに、ごみ集積所の設置場所についても、駐車場から離れた場所に移設をしております。

今後は、このような事故を起こさないように努めてまいりたいと思います。

以上、報告第6号の専決処分について御説明申し上げます。

○議長（遠藤 連君） ただいまの説明に関し、御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御質問がなければ、本件は終了いたします。

○報告第7号 損害賠償の請求に関する和解の専決処分について

○議長（遠藤 連君） 次に、報告第7号「損害賠償の請求に関する和解の専決処分について」を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） 報告第7号、和解に関する専決処分につきまして、御説明いたします。

議案等の31ページをご覧ください。

この専決処分は、平成24年12月6日に発生しました苫小牧港東港区のガントリークレーンの逸走・衝突事故に係る損害賠償の請求に関して、当管理組合と苫小牧港外貿コンテナ事業協同組合及び北旺運輸株式会社は、和解契約に基づき和解することに同意したため、地方自治法第180条の専決処分について、第2号の規定により平成26年8月4日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

和解の条項でございますけれども、（1）管理組合、事業協同組合及び北旺運輸は、北旺運輸において事業協同組合が管理組合から使用許可を受けていたガントリークレーン2号機を使用中、強風により制御不能になり、逸走させて、ガントリークレーン3号機に衝突させ、両ガントリークレーンを破損させたことにより生じた管理組合の損害について、和解することに同意をする。

（2）事業協同組合及び北旺運輸は、管理組合にガントリークレーンの修理費等として、6,943万3,750円の損害を被らせたことを確認するとともに、管理組合に対し、本件事故についての和解金として、連帯して5,901万8,688円を支払義務があることを認める。

（3）管理組合は、本件事故に関する紛争が解決したものとし、以後事業協同組合及び北旺運輸に対し、本件事故に関し、金銭その他財産上の請求をしない。

（4）管理組合、事業協同組合及び北旺運輸は、本件事故に関し、和解契約書に定めるもののほか、債権債務がないことを相互に確認するという条項でございます。

以上、簡単ではございますが、報告第7号の専決処分について御説明申し上げました。

○議長（遠藤 連君） ただいまの説明に関し、御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御質問がなければ、本件は終了いたします。

○報告第8号 損害賠償の額の決定の専決処分について

○議長（遠藤 連君） 次に、報告第8号「損害賠償の額の決定の専決処分について」を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） 報告第8号、損害賠償の額の決定に係る専決処分について御説明をいたします。

追加議案等の1ページをご覧ください。

この専決処分は、苫小牧港西港区中央北ふ頭東幹線道路における車輛物損事故に係る損害賠償の額を定めるもので、平成26年8月21日、地方自治法第180条の専決処分について、議決第1号の規定により損害賠償の額を専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものでございます。

この事故は、本年5月11日に、当管理組合の管理しております西港区中央北ふ頭東幹線道路を走行中の車輛が、マンホール段差箇所を通過した際、アルミホイールが損傷し、タイヤの空気が抜けた物損事故が発生したものでございます。

損害賠償額は10万7,730円に対する過失割合の3割、3万2,319円でございます。

なお、相手方に対する損害賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会道路賠償責任保険から全額補填される見込みでございます。

このような事故が発生いたしましたことは、誠に遺憾なことと考えております。

今後、このような事故が発生しないよう、万全を期してまいりたいと考えております。

以上、報告第8号の専決処分について御説明申し上げます。

○議長（遠藤 連君） ただいまの説明に関し、御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御質問がなければ、本件は終了いたします。

○議案第1号 平成26年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第1号）について

○議長（遠藤 連君） 次に、日程第5、議案第1号「平成26年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

説明を求めます。

専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） 議案第1号「平成26年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

お手元に配付しております議案等の37ページをご覧ください。

平成26年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算書でございます。

第1条、歳入歳出をそれぞれ1,500万円を増額し、51億9,384万8,000円に補正するものでございます。

45ページをお開きください。

平成26年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算に関する説明書でございます。

今回の補正につきましては、「輸出害虫防除人材育成事業」及び「海岸漂着物処理事業」について、北海道の補助金交付対象事業に採択されたことによる歳入歳出の補正でございます。

初めに、「輸出害虫防除人材育成事業」でございますが、本事業につきましては、船舶や貨物を介して北米の森林に甚大な被害を及ぼしているアジア型マイマイガ防除対策として実施しているものでございます。

当初予算の中では、単独事業費として計上していましたが、北海道の補助事業に採択されたことにより、道の全額補助事業費へ組み換えを行うものでございます。

歳入予算については、北海道の補助金分の第4款「道支出金」第1項「西港道支出金」第2目

「緊急雇用創出推進事業補助金」に１５５万４，０００円を計上し、当初予算で計上しております第１款「分担金及び負担金」第１項「西港負担金」第１目「北海道苫小牧市負担金」を１５５万４，０００円を減額するものでございます。

歳出予算については、４６ページをご覧ください。

当初予算で計上していました第３款「港湾管理費」第１項「西港施設管理費」第１目「施設管理費」を１５５万４，０００円を減額し、第２目補助事業費を１５５万４，０００円計上するものであります。

次に、「海岸漂着物処理事業」について、御説明させていただきます。

４５ページをご覧ください。

この事業は、平成２５年７月に制定された「北海道海岸漂着物地域対策推進事業補助金」を活用し、当組合が管理する海岸の流木などの海岸漂着物の回収、処理を行うものでございます。

第４款「道支出金」第１項「西港道支出金」第３目「北海道海岸漂着物地域対策推進事業補助金」として西港分４５０万円、第２項「東港道支出金」第１目「北海道海岸漂着物地域対策推進事業補助金」として東港分１，０５０万円、合計で１，５００万円を計上するものでございます。

４６ページをご覧ください。

歳出については、第３款「港湾管理費」第１項「西港施設管理費」第２目「補助事業費」に４５０万円計上し、先ほどの害虫駆除対策と合わせて６０５万４，０００円を計上するものでございます。

続いて、第２項「東港施設管理費」第２目「補助事業費」に東港事業実施分１，０５０万円を計上するものでございます。

以上、議案第１号につきまして、御説明申し上げました。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（遠藤 連君） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、反対、賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第１号についてお諮りをいたします。

議案第１号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○一般質問

○議長（遠藤 連君） 次に、日程第6「一般質問」の通告が池田謙次君、渡辺 満君からございますので、順次これを許します。

池田謙次君。

○議員（池田謙次君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

岩倉管理者としては、3期目の新たなスタートでもございますので、基本的な視点を含めて改めて伺っておきたいというふうに思います。

やはり港町でありますので、市長の持っている港のイメージもありましょうし、その成長戦略ということで簡潔に2点ほどお聞きします。

岩倉管理者が常々おっしゃっている「苫小牧港の歩みは、苫小牧の歩み」と、そのように位置づけをされておりますけれども、この人口減少時代でもありますが、今後ますます東南アジア、極東への拡大が最も大きな可能性を持つ、ここ苫小牧港として、更なる発展を目指す苫小牧として、苫小牧が今発展しているその中で、一つには港湾産業、そしてそれに連なる雇用の拡大、これを具体的に多分押さえておろうと思いますし、その辺の認識をどのような形でお持ちなのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

次に、これも管理者が常々おっしゃっておるダブルポートについて、大変大事な視点だと思います。

昨年の開港50周年の記念のシンポジウムにおきましても、あるパネリストの方からも、新千歳空港の航空貨物と苫小牧港の海上貨物との両方を扱えるロジスティックセンターとの提案もいろいろございましたけれども、岩倉管理者が持っている今後の成長戦略というのをどのように考えておられるのか、具体的にお示しをいただきたいなというふうに思います。

次に、防災タワーの設置について、提案させていただきたいというふうに思います。

ここ港町苫小牧として、年々、関係者の御努力で、観光客も増加をしている昨今でございますけれども、忘れてはならない3年前の大震災の教訓として、最善の備えというものは言うまでもございません。特に、ここ苫小牧のように、他の地域から観光客の増加、そしてまた漁民の皆様、関係者の多くの方々が港で従事をされている現状でございます。不意の災害に備えて港の現状の避難場所、誘導體制、そしてまた、避難経路はどのようになっているのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

そして、現状、全国の各港地域では、必要に駆られていると思います。災害に備えて防災タワーの設置が拡大をしております。地理勘のない観光客も含め、目の前に避難できる防災タワーがあるということは、ある意味で、絶大な大きな安心感を提供しているものと、そのように思うものでございます。

そこで、提案でございますけれども、私はぜひとも苫小牧港にもこの防災タワーの設置を推進すべきではないかと、そのように考えてございます。

国の持っている災害の補助金等を大いに活用できないものなのかどうか、全国的には防災タワーの名を拝しながら、大変おしゃれな建物として地域の観光の新たなシンボルとして活用しているところもございます。私は、この速やかな避難場所の核とともに、生命の安全確保、この拡大、そしてまた観光という視点も含めて、ぜひとも推進をすべきと思いますので、管理者の見解を求めたい、そのように思います。

そして、最後であります。未使用の公園の活用についてでございます。

昨日、数カ所の港公園を見てまいりました。実は私がちょうど行った公園が雑草が生い茂って、公園としての体をなさない状況の公園がございました。そこでまず、現状の公園の実態はどのようなになっているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

私は、公園としての役目が終わったものであれば、何か別の用途を検討すべきじゃないかというふうに考えております。大事な市民の財産でもあり、どこも海に面して、大変ロケーションのいい地域、立地でございますので、この点についての見解を求めて、1回目の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（遠藤 連君） 答弁を求めます。

管理者、岩倉博文君。

○管理者（岩倉博文君） 池田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まずは、苫小牧を通して、苫小牧発展の認識についてお尋ねがございましたが、昨年、開港50周年を迎えました苫小牧港であります。北日本を代表する物流拠点として、北海道経済を牽引し、更には我が国の経済活動に貢献してまいりました。こうしたことによりまして、苫小牧市といたしましても、産業の集積、そして人口増加など、発展を遂げるものができたものと認識をいたしております。

苫小牧港は、国内定期航路が国内で最も多くの週100便以上就航しております。更に東アジアにおきましても、最も北に位置する地理的優位性、あるいは背後圏に広がる広大な土地を活用できますことから、北極海航路の中継基地の候補として注目され、高いポテンシャルを有していると考えております。

また、苫小牧港の背後地域には、トヨタ自動車北海道を初め、我が国を代表する企業が立地をし、製造品出荷額は平成24年は約1兆円で全道2位となり、外国貿易額は平成25年度に1兆円を超えまして全道一と発展をしてまいりました。

こうしたことから、今後におきましても苫小牧港を利用することの効果を積極的にアピールをし、苫小牧市の積極的な企業誘致活動のほか、景気・雇用対策を初めとする地域経済の活性化に貢献をしてまいりたいと考えております。

次に、ダブルポートの具体的な成長戦略についてお尋ねがございました。

ダブルポートというものをどのように空港の戦略、あるいは港湾の戦略に生かしていくかということにつきましては、重要なポイントであると考えております。苫小牧港にとりましても、港湾に近接して高度な物流機能を有機的に結ぶロジスティック機能も、有望な考えの一つであると認識しております。

また、港湾と空港が隣接し、アクセスのよい苫小牧東部地域における大規模災害等に備えたりリスク分散やバックアップ拠点構想なども成長戦略にとって有効であると考えております。

今後也有識者を初め、関係者の御意見を伺いながら、しっかりと戦略を立ててまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（遠藤 連君） 専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） 池田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

防災タワーの設置につきまして、避難場所、誘導體制、避難経路についてお尋ねいただきました。

北海道の津波浸水予測では、地震発生後の津波到達時間は、苫小牧港の東港区が55分、西港区で51分と見込まれていますので、その間に浸水予測地域から速やかに避難することが最大の防御策と考えているところでございます。

臨港地区内には避難所はありませんが、避難が困難な場合に一時避難施設として、西港フェリーターミナルとトヨタ自動車北海道工場の2カ所が指定されています。

避難経路や誘導體制につきましては、今後策定される津波避難計画の中で検討してまいります。

現在、苫小牧市とは計画策定に向けて準備段階ではありますが、過去の事例などを参考にし、平成27年度をめどとして津波避難計画を策定してまいります。

次に、防災タワーの設置に関してのお尋ねでございますが、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業の防災安全交付金において、津波避難施設がメニューとなっており、その中で一時避難施設が検討できるものと考えております。

現在、西港区ではキラキラ公園背後に、一時的な津波避難機能を兼ね備えた建物が本年度中に完成する予定であり、また、東港区では、国際コンテナターミナルのゲートの上に津波避難スペースを設置する事業を本年度より着手している状況でございます。

いずれにいたしましても、津波の発生時には、何よりも浸水予測地域からの迅速な避難が最大の防御となりますが、西港区に完成予定の津波避難機能を兼ね備えた建物や東港区の国際コンテナターミナルのゲートの上に設置する津波避難スペースに加え、更なる津波避難施設の設置が必要となる場合には、議員御指摘の点も含めて対応を検討してまいりたいと考えてございます。

私からは、以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 施設部長、尾崎精一君。

○施設部長（尾崎精一君） 池田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、公園の現状などについてのお尋ねですが、当管理組合が設置している公園は、キラキラ公園や勇払マリーナなど8ヵ所ございます。貯木場に接している木場公園については、港湾従事者の休息公園として整備いたしましたが、現在は利用がなくなったことから、草刈り等はありません。

また、同様に休息公園として整備した晴海公園は、年1回の草刈り及び清掃にとどめていることから、現状は議員の御指摘のとおり状況となっております。

また、公園を別用途に検討すべきとお尋ねがありましたが、木場公園については、関係者のニーズを把握しながら、今後の活用方法について検討してまいりたいと思います。

また、晴海公園については、維持管理費を節約しなければならないということはございますが、議員御指摘の点も踏まえて、公園の利用に支障がないように工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 連君） 池田謙次君。

○議員（池田謙次君） それでは、再質問させていただきます。

最初に、管理者のダブルポートと、それと港の進展に伴う構想といいますか、管理者の情熱はよくわかりました。ただ、これ2回しか質問できないので、また同じ情熱をぶつけられるとちょっとぐらっと来るものですから、原課の方で結構ですから、具体的に例えば直近の、この苫小牧港の中で進めてきて、いろんな港が発展していますよね。その進展に伴って、例えば港の産業構造がこれだけ拡大しました、例えばこれだけ雇用が拡大できたんですよという、そのお話を聞きたいのです。管理者はいいんですよ、情熱はよく分かりましたから。

それと、ダブルポートにしても同じく、そのダブルポートの利を生かして、具体的に一つで結構ですから、先進的な事例としてこういうことがある、もしくは今の時点でこういうつかみどころがあるというものがあればいいんですけれども、将来的には少なくともこの辺はしっかり生かしていくというか、形にしていきますということがあれば、具体的な答弁をひとつください、いいですね。

それと、防災タワーの件です。これはもう何回も、災害時におけるいろんなやりとりというのは今までも何回もされてきていますから、くどくは言いませんけれども、ただ、先ほど答弁で、フェリーターミナル、そしてトヨタさんがあるって、これ分かるんです。私たちも審議会の中でも、ほかにも日本製紙さんとかいろんな企業さんの協力を得て、住宅を貸します、避難スペースを貸しますよということで、わかるんです。ただ、実際にここ漁港区を中心とするこの部分は、先ほど言ったように、所管はちょっと外れるかもしれませんが、多くの初めての観光客の方が来たり、そのときに災害があったりするのは、時間はわかるんですよ、50分、51分かかります。そのときに、実際誰がどのようにしてその方々の安全を守るのかということです。

例えばこの漁港区を中心とする避難場所というのは、たしか以前聞いたら、東中学校あたりがそうですという話なんですけれども、そこまでの例えば誘導の情報発信とか、具体的になったときに、それがどうなっているのかなということが、すごく疑問なんです。そういう意味も含めて、サイズは別としても、地元の目に見える、足元にタワーがあるというのは、どれだけ多くのそういう方々に安心と安全を提供できるのかなという思いが強いものですから、その意味で今質問させていただいているわけで、その辺の一つは、具体的にそういう情報発信なりということはどれだけ確保されているのかなということが一つと、今御答弁ありました、東港区の国際ターミナルの上のゲートにつくるということですが、これ具体的にどのくらいのスペースで、どのくらいの人数が、キャパがありますかね、収容できますか。それと、それがいつから着工になって、いつぐらいにできるかということもあわせて御答弁をください。

それと、27年度完成の津波避難計画、これ27年、ボツツということじゃなくて、それまでの年次的な計画ありますよね。具体的にこうやります、今年度の末にはこうやります、26年度はこういう形で取り組んでこうなるんですよと、そういうタイムスケジュールというか、具体的にそこを教えていただきたいというふうに思います。

それと、私の聞き方が悪いんだと思うんですが、タワーの件ですけれども、本体の件ですけれども、更なる津波対策施設の設置が必要となる場合、今新しい事務所もつくっていますから、そこもなりますよ。それでどうですかということなのかなというふうに思うんですけれども、具体的に今のことも含めて、実際にこの防災タワーという、皆さんの所見としては、年数がかかるから、予算も当然かかりますから、それは可能性のある話なのか、いや厳しい話ですねという認識を持っているのか、その辺をお答えをください。いいですか。

それと、公園ですけれども、例えば今具体的に2つ出しましたね。木場公園については、別途何か活用方法を考えるという、例えば事務所の横にも市民に開放しているのがありますよね。例えばジギスカンとかいろんな、市民に開放している公園があったりという、私は市内には全部で幾つあるか分かりませんが、たまたま行ったところがそういう形で未使用なものですから、大事な市民の財産であり、ロケーションも最高ですから、そういう形で、期間限定でもいい、例えば条件を付してもいいから、そういう形で生かして市民の方に開放するとかって、もし使っていない公園があれば、そういう検討というのは大事なことなのかなというふうに思います。

そして、晴海公園については、整備をして活用するということなんですけれども、これは、今あるものを来年度にある程度の予算をとってやって、そして市民の方に使っていただくという考え方でいいのか、確認を含めてお聞きします。

最後に、これ公園全体像のその利活用方針といいますか、そういうものがあるのかどうか、それを教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（遠藤 連君） 答弁を求めます。

専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） 池田議員の再度の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

初めに、苫小牧港の発展に関しまして、雇用の拡大と港湾産業の推進拡大、具体的な事例ということでございました。

まず、雇用につきましては、苫小牧市における製造業や運輸業などの就業者数でございますが、市内就業者数の4分の1を占める約2万人にまで拡大してきたところでございます。

産業面での一つの事例を申し上げますが、自動車関連産業でございます。

従業員3,000人を超え、道内最大規模のトヨタ自動車北海道を初め、いすゞエンジン製造北海道、ダイナックス、アイシン精機など、日本を代表する企業が地域の雇用拡大に大きく貢献しているところでございます。

また、港湾産業につきましては、海運業の分野で見ますと、本港と本州を結ぶフェリー、ROR船、コンテナ船の定期航路数でございますが、現在、道内の約6割を占めるまでになりまして、この20年余りの間に、航路数及び週当たり便数でございますが、ともに1.4倍に増加し、中でもROR船につきましては、航路数で1.7倍、週当たり便数で2.2倍に増加したところでございます。このように、本港の発展とともに港湾産業の拡大が着実に進んでいるところでございます。

次に、ダブルポートについてでございますが、その具体的な推進事例についてのお尋ねでございます。

これも自動車関連産業で申し上げますと、千歳市に立地しておりますトヨタ自動車関連の部品メーカーでございますが、製品の核となるICチップについて、品質や輸送時間の観点から航空便を利用し、新千歳空港に空輸し、入荷しております。一方、完成した製品でございますが、輸送費が安い船便を使って苫小牧港から出荷していると伺っております。

また、これは観光面の例でございますが、港湾は空港の連携による相乗効果は生みやすいといわれておりますが、今年5月には、クルーズ客船をチャーターしたシー・アンド・エアの観光ツアーが実施され、好評だったと伺っております。

こうした事例を初め、今後さまざまな分野でダブルポートの移転、相乗効果を生かして、新たな需要の掘り起こしの取り組みにつながるものと考えているところでございます。

次に、防災タワーの設置に関連いたしまして、お尋ねがございました。

防災タワーにつきましては、まずは、現段階におきまして、私ども既存施設の中で、あるいは現在具体的な建設が進められる中で、一時避難機能を確保するのが最も現実的な対応でないかなと思っておりますが、そうしたことをもってしても、なかなか港の中の一時避難機能施設が新たに必要となった場合に、議員御指摘の点も含めて、どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、漁港区に関連いたしまして、一時避難場所のお尋ねがございました。

議員の方からも御指摘がありましたが、苫小牧市が指定しております漁港区がある汐見町の避難所は、東中学校となっておりますが、これまでのところ、一時避難場所に指定されている施設は近くにございません。

なお、この地域におきましても、一時避難場所の確保に努めると伺っているところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 施設部長、尾崎精一君。

○施設部長（尾崎精一君） 池田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、コンテナターミナルの津波避難スペースについてのお尋ねですが、24時間運用する国際コンテナターミナルに設置する津波避難スペースは、付近に安全な高台等がないことから、港湾関係者の一時避難に対応するための設置を予定しており、本年度中に設計を行い、来年度に工事を実施し供用を開始することを予定しております。

津波避難スペースの面積は、約170平米で、約100人程度の収容を想定しております。また、設置箇所については、国際コンテナターミナル内のトラックゲートの天井を利用し、そのほか、転落防止策と外階段を設置することと考えております。

なお、津波避難施設としてトラックゲートの柱や天井が構造検討の中で津波に対して強度不足と判断された場合には、避難施設の設置位置や構造そのものも含めて再検討したいと考えております。

続きまして、公園の利活用方針についてのお尋ねですが、木場公園に関しては、先ほど申したとおり、関係者のニーズを把握して、今後の活用方法を検討してまいりたいと考えております。

また、晴海公園については、これまで年1回、公園全体の草刈りと清掃を行ってまいりましたが、今後は大変ロケーションがよい立地であるという議員の御指摘の点を踏まえて、利用に支障がないように、園路やあずまや、防護柵などの施設周辺の維持管理を重点的に行っていくなどの工夫をしてまいりたいと考えております。

次に、公園全体の利活用については、苫小牧港に港湾従事者の休息を目的とする公園や市民が憩う公園を整備しておりますが、現状の利活用状況や新たなニーズを踏まえつつ、苫小牧港全体における緑地のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 連君） 以上で、池田謙次君の一般質問を終了いたします。

渡辺 満君。

○議員（渡辺 満君） それでは、通告順に従って質問をしたいというふうに思います。

最初は、出資のあり方ということでお伺いしたいのは、今から半世紀、48年前の話ですが、昭和41年から臨港区を整備するというために、苫小牧木材振興株式会社に対して500万円を

限度に昭和41年、43年、45年、そして46年と、合計2,000万円を港管理組合が出資しているという名目的な形になっております。この経過については、私が7年前に市議会の9月定例議会で取り上げて、初めて明らかになった問題ではありますが、何が問題かという、本来管理組合というのは、誰もが御存じのように、母体負担ですので、本来道と市が2,000万円を出資するにあたっては、道が1,000万、そして市が1,000万というのが筋だと思うんですが、このときの状況というのは、いわゆる西港区だけを考えた港管理組合であったところ、その後の展開、東港の展開等があつて、管理組合が解散する状況になくなったということになったわけですが、結果的にですね。

しかし、当時の判断は、道が負担すべき本来の1,000万を負担しないということになりまして、政策的判断で実は苫小牧市の企業会計である土地造成会計、大変な赤字を抱えていた会計から長期貸付金という形、そして補助金という形で、実は2,000万円はこの土地造成会計から用意をしたという経過があります。ですから、1,000万円である長期貸付金というのは、市が貸付債権という形で持って、今もあります。

その後、木材振興が道路用地に引っかかりまして、たしか400万ですか、400万お金が入ったということで、株の有償減資を行って、当初、1株500円だったやつを400円という形で、400万円が7年前ですね、平成19年に返還されたという形で言うと、当初の1,000万は今でも600万円という形で、実は土地造成会計には港管理組合に対して長期貸付金という形で残っております。これは、半世紀もこういう形で残っているということで、私は異常な事態というふうに認識して、7年前に指摘したんですが、しかしその後も全く改善されないまま今の状態が続いているわけですが、そこで管理組合の決算書の財産には、苫小牧木材振興株式会社に1,600円出資という形で今も記載されております。

しかし、問題なのは、その苫小牧市の土地造成会計が今年度末をもって閉鎖するということになりましたので、管理組合としては、この土地造成会計からお借りしている、半世紀にもわたってお借りしている残りの600万、合わせて1,600万という形にはなると思うんですが、これをどのように対応しようとしているのか、このことについて、いいですか、会社でないですよ。市に対してどういう認識を持っているかということを聞いていますので、しっかりお答えいただきたい。

2点目は、なぜ半世紀の間、こういう問題が放置したままなのか。確かに最初の政策的判断の違いはあるにせよ、これ管理者であられる市長も、当然その歴史的経過というのは分かっていると思うんですが、当初は東港計画はありませんでしたから。それがあつて、今日の港管理組合が存続しているわけですが、私が人にお金を貸して、50年も返さないまま、普通人間であれば、もう亡くなっているかもしれない。こんなような貸付というのを放置するということ自体が、私は理解できないんですよ。そのあたりをどのように対応してきたのか、説明を求めたいというふうに思います。

それから3つ目は、先ほど追加資料でちょっといただいた中に、木材振興の関係で、木材置き場が整地するような形になって、新たな土地が発生するというような説明が先ほど追加されました。当然、売れば財産になる、木材振興は非常に経営的にはプラスになるというふうに思うわけですが、管理組合として、当初先ほど指摘したように、臨港区を整備するという大義名分があったわけですよ、この振興会社に対して出資するという。出資割合は全体で今は4万株ですから、大体全体の株は、定款で言うと40万株ですから、10%を持っているという状況が今あります。

そこで、この半世紀経過した中で、今もこの木材振興に対して出資しているという意義があるのかなのか。この辺について、いわゆる管理組合としての理事者の見解、あるいは説明を求めたいというふうに思います。

次に、勇払マリーナの指定管理についてお伺いしたいと思うんですが、勇払マリーナは指定管理をされました。これは当初マリーナが立ち上がったときは、外注、いわゆる外部委託をされていたわけですが、平成19年から指定管理者制度に切り替えました。私もそのときちょうど港管理組合の議員でしたから、その経過はよく知っております。

そこで、そのときに、実は指定管理って一般的にその当時は4年とか3年だったんですけれども、7年という契約を結んだんですね。7年の理由は、指定管理をする際に発生するであろう赤字は、当分2年間は港管理組合、道と市がそれを補てんするという条件から、実は指定管理者制度が始まったわけです。ですから、今6年経過した中で、黒字は3年間、赤字は3年間というのは、前回の質問のときに私指摘いたしました。そのとおりの経過です。

今年度は最終年度の指定管理の中身ですので、今後、今年中に年度内に再公募しなければならないということに関連して、以下、何点かお伺いしたいのは、まずこの平成19年度に選定された株式会社ベルポートジャパンが、実は平成23年4月1日付で社名変更しているんですね。社名変更というのは名目的であって、実はその前に社長がどういうわけか内部的な問題で替わって社名変更を余儀なくされて、今日マリーナジャパンに変更されております。私はもう既に登記簿謄本を持っていますので、その事実経過は分かります。

しかし、指定管理をするときに議会の議決を得たのに、社名が変更されたという、ただそういう意識だけで、議会に一切この報告が今日もなされていないと。これは、私は問題ではないのかというふうに思うので、この辺なぜ、私は議決は必要はないと思いますよ。ただ、議決を得た中での指定管理が社名変更のために変わったということぐらい、報告事項としてあってよかったんじゃないですか。それをしないまま今日に至っている、これについて説明を求めたいというふうに思います。

それで、実はよく調べると、この変更時に当たって、当初は8人体制の職員が今5人、正規職員が2人で、嘱託なのか臨時なのかパートなのか分かりませんが、4人、多くて4人だと思うんですね。要するに、当初の指定管理を受けたときよりも、体制的には減っているわけです。今

は全く一新されています。そういう中で、私はこういうような状況については、指定管理を任せている以上は、モニタリングをすべきじゃないのかということを私は指摘しました、議会で。そうしたら、部長でしたか、副管でしたか、モニタリングをやりますというのが去年の私の質問に対して答弁をされましたので、当然モニタリングを行っていると思いますので、そのモニタリングの効果について、まずお伺いしたい。

3点目、これが実は大事な問題なんです、マリーナにあります給油取扱所です。

この保安体制について、実は一般質問を通告した際に聞き取りが来ました。何を質問するんですかというような内容の聞き取りをやった段階で、実は私は、この給油所には保安監督者というのが必要なんだけれども、誰ですかって聞いたら、よく分かってなかったということで、私は当該管理をする消防の担当職員を呼んで調べてみて驚きました。未選任なんですよ。未選任ということはどういうことかといったら、やっちゃいけないんですよ。いいですか。給油所を使っちゃいけないんですよ。それがずっと使われていた。これは明らかに法違反なんですよ。

だから、私の指摘に消防が早速現地に駆けつけて調査をした結果、今日配られましたこういう警告書なるものが出されました。平成26年8月27日、苫小牧市長名で、苫小牧市長に警告書というものが出されました。私、初めてですよ、こんな警告書を見たの。この警告書は、じゃ何を書いているかという、明確にこの対象物は消防法違反であるということが書かれて警告しています。この警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとると。言ってみれば、非常に重い文書が出されておりますし、しかも現時点で27日付の発令ですから、実はマリーナの船舶用の給油取扱所は、現在使用停止になっております。大変利用者にとっては御不便をかける内容になっているというのが実態であります、こういうようなところが本当に指定管理にふさわしいところなのかなというふうに私は思うわけです。

ただ、聞きたいことは何かというと、これ実は今回が初めてではないんですよ、実は調査したら。過去に同様なことが2度繰り返し、そのまま選任届を出さないまま給油所を使っていたということに対して、あなた方は知っていたんですか。本来これは直営でやるべきところなんですよ。勇払マリーナは公共施設ですから。それを民間活力を導入するということで、いろんなさまざまな公的なものではサービスが向上できないからということで、民間に委託したじゃないですか、最初は。それから指定管理した。ところが、法的な問題に対して、あなた方は全く監視すらしなかった。言ってみれば、言葉として適切でないかもしれません。それで、あえてかぎ括弧をつけますけれども、「丸投げ」ですよ。こういうような中身が管理者が目指す本当の意味での行政改革、財政の健全化計画なんですか。私は先ほど挨拶の中で、市長選の中の一言言っていましたけれども、私は足引っ張りだと言われているから、こういうことをもし認めていることで足引っ張りと言われるのなら、私が正しいことになるわけですよ。この辺、管理組合としてどういうふうにこの指定管理を位置づけていたのか、このことについて明確に答えていただきたい。

更に4点目として、今回の私は通告に基づいて、さまざまな問題がほかにも出てきました。ほ

かにもですよ。言ってみれば、自主事業をやっている中で、例えば何だかウォッチングとかやっていますよね。船舶を造って、不定期航路のやっていますね。じゃ誰がその運転をされているんですか、誰がその期間マリナを管理しているんですか。名前を言えますか。こういうような問題が明らかなのに、いいですか、協定書の第25条には何て書いてあるかといったら、そういう場合には指定の取消条項があるんですよ。ところがあなた方は、今気づいた、だから、多分いや、1回目は注意として様子を見て、それで言うことを聞かない場合は25条を適用すると、多分言うと思いますよ、予想では。私はそんなことを聞いているんでない。この過去平成15年から今日、26年ですから、この期間中のさまざまな出来事を考えたときに、25条に私は適用すると思うんですけども、もし適用しない、あるいは適用する、この辺の判断についてどういうふうな見解を持っているのか、お伺いをしておきたいと思います。

5点目は、実は消防庁危険物保安室長から、先ほど池田議員も指摘しました、その震災に関わって、平成24年1月31日付で通達が出されています。それは、危険物施設の地震・津波対策をしっかりと図りなさいという通達です。当然、管理組合もこのことについては御承知だと私は思うんですが、私はその後勇払マリナを見ている限りでは、特段地震・津波対策の具体的な予算化はされておられません。単なるこの通達というのは、訓練とかそういうことをやればいいのかというふうな認識なんではないでしょうか。あるいは管理組合としては、全く関わる必要性は現状からはないと、地震が来ても問題はないし、津波が来ても問題はないというような施設というふうに理解されているのか。そのあたり、私よくこの通達の意味が分かりません。管理組合は、指定管理に関わる法令上の問題、こういったこと、僕は今回ぐらい聞き取りをやっていて、管理組合と勇払マリナの指定管理者との間の情報管理がほとんどなされていないということに驚きました。だから、先ほど「丸投げ」という言葉を使いました。情動的なやりとりをやっていますか。必要な書類は全部管理組合で保管していますか。こういう点について、どのような認識を持たれているのかお伺いしたい。

最後です。

勇払マリナの施設管理は、危険物を含め夜間の警備、これ実はシルバー人材センター、ここに確か依頼していますよね。シルバー人材センターって警備会社ですか。私、そういう点から、このマリナは24時間体制ですよ。大事な船を預かって、そして利用客が信頼を寄せてお預かりしているところでしょう。24時間守らなきゃならない、そういうところに、警備会社の警備という警備法に関わるそういう人が配置されていないというふうになれば、いろんな意味で利用者を含めた安全対策が私は十分にとれていないのではないかとというふうに推測をするわけですけども、管理組合としてどのような評価をしているのか、お伺いしたいなというふうに思います。

最後です。

コンテナ検査センターについては、これは何回も私質問していますが、今回も東港区に函館税関コンテナ検査センターの設置ということが明記されています。設置ですから、いわゆる東港に

新設ということを要望するということになると思うんです。しかし、実はそう簡単にいかないのが西港にある検査センターの存在なのですね。

そこで、4点ほどお伺いしたいのは、現行の西港コンテナ検査センター、これ実は私は以前からは東港に移管するというふうな認識で質問をしておりました。ですから、前回の質問の中で何を聞いたかという、建屋と装置、この耐用年数とリース期間はどれだけで残っているんですかというふうに期間を聞いたときに、答弁は何と言ったかという、調査するので時間が欲しいということでありました。だから、調査結果はどうだったのか。あとどのぐらいの期間、残存期間が残っているのか、いつになったらこういったリース等々がなくなるのか、これについて今日は明確に答えていただきたい。私は前回時間を与えましたので、今日は明確に答えていただけるんじゃないかというふうに思いますので、しっかり答えていただきたい。

問題は、この残存期間がいつまでなのかということをお伺いしましたけれども、その後の対応はどうされようとするのか、どう扱おうとしているのか、このことについても2点目にお伺いしたいというふうに思います。

3点目は、私も説明を聞いていてなるほどなと思うし、自分自身、東港の国際コンテナヤードを直接ガントリークレーンを上から見て、非常にコンテナの数がもうどんどん増えていっていると、本当に北海道経済がここで動いているなということを実感します。それぐらい東港の利用価値が高まっているなというふうに思いますから、当然この検査センターの必要性というのは、私も同感です。

そこで、現状のこのコンテナの取扱量を判断しても、早期実現というのはこれ本当に強いものだと、7項目ぐらい今回要望ありますけれども、これ問題なのは、税関にとって西港のコンテナというのは、実は北海道では道内を見ても苫小牧だけですよね、検査センターがあるのは。更にその上、東港ということに要望するわけですが、緊急性が高いがゆえに、実は実現性については、例えば市長はもう2年か3年ぐらいはその視点で要望を言っていると思うんですが、問題は、財務省が分かったと、いいぞと。市長は国政に大変強い方ですから、当然手応えというのは市長は感じ取っているんじゃないかなというふうに思いますので、私はこれは賛成する立場で、積極的に東港に検査センターをつくるべきだという立場から、市長、この辺どういうふう到手応えを感じているのか、お伺いしておきたい。

最後ですけれども、今の西港によって、東港に揚げたコンテナがわざわざ西港まで来なきゃいけない。このコスト面といったら、非常にコンテナ会社にとっては大変な負担だと思います。それで、仮に東港に設置された場合、費用対効果は当然計算されているんじゃないかなと私は思うんですよ。西港にわざわざ来るいろんな費用を考えた場合、東港に置くことによって、これだけの費用対効果が出てくると、プラスの面ですよ。逆にマイナス面もあるかもしれません。そのあたり、もし試算されているのであれば、その状況についてお伺いしたい。

以上で、1回目を終わります。

○議長（遠藤 連君） 答弁を求めます。

管理者、岩倉博文君。

○管理者（岩倉博文君） 渡辺 満議員の質問にお答えをさせていただきますが、私からは、最後御指摘いただきましたけれども、コンテナ検査センター設置の実現の可能性についてお尋ねがございました。

御案内のとおり、平成20年にコンテナ機能が東港区に移転をいたしまして、昨年は国際フィーダー機能が全面移転したことによって、国際コンテナ取扱個数も約24万8,000TEUと過去最高を記録したところであります。

今年に入りましても、昨年を上回る水準で順調に推移をしております、東港区へのコンテナ検査センター設置の必要性はますます高まってきていると考えております。早期実現に向け、関係機関と連携して、粘り強い要望活動に取り組まなければなりません、これは函館サイドで決まる問題ではありません、やはり東京サイドということになります。

これ港の機能強化ということが、今非常に大きな苫小牧港にとって優先度の高い課題である中で、毎年同じような要望活動を続けざるを得ないということについて、じくじたる思いもいたしているわけですが、やはり東京に実態をいかに理解してもらいながら、これは単に苫小牧だけではなくて、北海道全体の機能という意味でも影響いたしますことから、しっかりと今日の質問を踏まえて、更に力強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（遠藤 連君） 専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） 渡辺議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

私からは、まずは出資のあり方について、その出資の意義と、その理由についてのお尋ねについてお答えしたいと思います。

木材振興株式会社への出資でございますが、苫小牧港の開発発展と利用促進という当時の時代背景がありまして、当時の政策として、会社の公共性でありますとか、管理組合の設置目的に照らし合わせて必要との判断で行ったものでございます。

議員御指摘のとおり、約50年の歳月が流れる中で、木材を取り巻く環境は変化してきておりますが、会社の事業には一定の役割があり、会社としても土地利用の企業努力をし、事業継続をしているところでございますので、出資の意義そのものがなくなったとは、現時点で考えてはおりません。

次に、勇払マリーナの管理運営に関しまして、社名変更による取り扱いについてお尋ねがございました。

勇払マリーナの指定管理者が、平成23年4月1日に株式会社ベルポートジャパンから株式会社マリーナジャパンに社名が変更となりましたが、商号変更のみであり、法人格に変更はございませんでした。地方自治法の指定管理者制度の解説では、法人格に変更がない場合は、再度指定を行う必要はなく、議会の議決は要しないこととされており、社名のみの変更であり、同一性が

損なわれないということから、当時報告事項とは考えておりませんでした。

しかしながら、何らかの形で議員の皆様初め、関係者の皆様にお知らせすべきであったと考えており、この点につきましては、誠に申し訳ないと思っているところでございます。

次に、コンテナ検査センターに関しまして、コンテナ検査センターの建屋及び装置の耐用年数とリース期間についてのお尋ねでございました。

現在のコンテナ検査センターの建物でございますが、鉄筋コンクリート一部鉄骨造でございます。また耐用年数は、財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令が定められておりますが、その適用区分につきまして税関にお聞きしたところ、建屋は24年、装置につきましては5年とのことでございました。また、施設のリース期間は、概ね建屋が14年、装置が7年とのことでございました。

次に、建屋及び装置のリース期間の残存期間、その後の対応についてのお尋ねがございました。

現在の施設は、平成16年に供用開始しておりますが、建屋及び装置のリースの残存期間、いわゆるリースの終了時期についてでございますが、先ほど申し上げましたことから、平成29年度末になるものと承知しております。

現在の検査センターのリース期間終了後、及び耐用年数と償却期間の経過後の対応につきましては、税関から示されてはおりませんが、現在の施設では、コンテナ以外の通関と税務の業務を行っており、西港区には関連企業も多いことから、今後も西港区側で税関の窓口業務は必要であると考えておりますので、コンテナ検査センターの要望に当たりましても、こうした点を踏まえまして、関係企業と連携して対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、コンテナ検査センター設置に関する費用対効果についてお尋ねがございました。

当管理組合においては、検査センターの設置に関する費用対効果は試算しておりませんが、議員御指摘のとおり、現在、東港区の国際コンテナターミナルから西港区のコンテナ検査センターまでの陸上距離は約22キロメートルほどございます。こうしたことから、東港区に検査センターが設置されることによって、荷主側のメリットとしては、輸送費の低減、それから輸送時間の短縮により、物流の効率化に大きな効果が図られるものと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） 最初に、出資のあり方について、貸付債権についてのお尋ねがございました。

苫小牧木材振興株式会社の出資に当たりましては、管理組合といたしましては、苫小牧市からの負担金を原資として出資をしております。出資で得た有価証券につきましては、市において土地造成会計を閉鎖する方針が出されましたので、今後具体的な手続を進めて協議をしてまいりたいというふうに思っておりまして、年内をめどに全保有株式を苫小牧市に譲渡する方法で進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、株式の譲渡に当たりましては、管理組合議会の議決を要しますことから、今後の議案に提案してまいりたいと、そういうふうと考えているところでございます。

続いて、出資を継続した理由についてということでございましたけれども、先ほど副管からも答弁がございましたが、当初の木材振興株式会社の出資は、会社の公共性だとか、苫小牧港の開発、発展と利用の促進という点を勘案しまして必要と判断をして行ったものでございます。

そういった中で、木材振興株式会社としては、木工団地の造成や貸し付け、それから貯木水面等の管理といった事業を行ってきましてけれども、その後、南洋材から北洋材へ、そして原木から製材へと比重が移りまして、港湾計画においても貯木水面の記載がなくなるなど、会社を取り巻く環境が大きく変化をしてきたわけでございます。

当管理組合といたしましても、苫小牧市との出資に係る協定書に基づいて、これまで株式を保有してきたというところでございます。

続きまして、勇払マリーナの管理運営につきまして、モニタリングでどのような効果がありましたかという御質問でございました。

今年度より、指定管理者に対してモニタリング制度を導入しまして、各種の報告書、それから利用者へのアンケート調査、実地調査などにより情報を収集し、事業計画の達成度だとか、利用者の満足度や管理運営の効率化など、業務の実態把握に取り組んできたつもりでございます。

なお、今後はモニタリング内容の不十分な点や課題について、点検をし、整理をした上で、指定管理者の今後の公募選定、または次のモニタリングの実施に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、危険物保安監督者の選任についてでございます。

勇払マリーナの指定管理者において、選任をしておりました危険物保安監督者が23年12月に退職した際に、代わりとなる有資格者がおりましたけれども、苫小牧市消防本部への変更手続を行っていなかったということについて、一昨日になりますか、渡辺議員からの御指摘をいただき、判明をいたしました。

このため、勇払マリーナに対して、苫小牧市消防本部による立入検査が行われまして、当管理組合に対しても行政指導が行われたことから、早急に是正作業を進めているところでございます。

また、御指摘ございましたこれまでの過去の状況につきましても、危険物保安監督者の選任につきまして、今回の件以外にも平成15年3月から平成19年3月までの委託期間のところ、また、指定管理者となっても、平成19年4月から20年5月までの期間、それぞれ有資格者はおりましたけれども、同様に選任の手続きが行われておりませんでした。こうした点も含めまして、関係者の皆さんに御心配、御迷惑をおかけしておりますことを申し訳なく思っているところでございます。

次に、今回の事案が協定書に基づく指定取り消しに該当するかどうかという御質問がござい

ました。

渡辺議員が想像していたような答弁になってしまうかと思いますが、地方自治法によりますと、まず第244条の2第10項に基づきまして、指定管理者に対して業務の状況に関する報告を求め、調査をしまして、必要な指示を行うということになります。

更に、指定管理者がその指示に従わないときは、同条第11項の規定に基づきまして、指定の取り消しや業務停止命令を行うということになります。

現在、当管理組合といたしましては、その第10項に基づき指定管理者の状況を調査している段階でございまして、今後改善計画等の指示を行い、勇払マリーナの管理の適正を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、勇払マリーナの地震・津波対策についてのお尋ねがございました。

勇払マリーナの指定管理者は、船舶給油施設について、当初火災や地震を想定した予防規定を定めてございました。その後、平成24年の消防庁からの通達によりまして、平成25年4月1日に予防規程の改正を行いまして、新たに津波の発生を念頭に置いた緊急停止措置等の対応を予防規程に明記し、苫小牧市消防本部へ提出をしております。

勇払マリーナの指定管理者は、この予防規程に基づいて、地震発生時における火災の拡大や危険物の流出等を防止することを目的とし、保安教育や保安訓練を実施しているところでございます。現在、通達に関しては、このようなことを行ったのみでございます。

続きまして、指定管理者に関わる法令上の取り組みについてのお尋ねでございますけれども、勇払マリーナの管理運営は、指定管理者との協議書に基づいて、毎年度事業計画書の提出を求めまして、業務体制や業務の内容について確認をしているところでございます。

法令の遵守及び法令上の必要な関係機関への届け出等の手続については、指定管理者において実施するよう管理業務仕様書に明記しておるところでございますけれども、先ほど御指摘ありましたとおり、当管理組合といたしまして、必ずしも全ての情報管理について把握する状況とはなっていないところでございました。こうした点については、情報管理のあり方を含め、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

勇払マリーナの警備や自主事業などの安全性についてのお尋ねがございました。

勇払マリーナの指定管理者では、休日・夜間につきましては、シルバー人材センターに外部の委託をしておりますけれども、緊急時、何かあった場合については、連絡を受けた職員が対応するというところになっております。

また、自主事業における安全対策につきましては、気象状況の提供とか、ボート安全講習会の開催及び海難事故防止啓発活動などに取り組んでいるところでございます。

しかしながら、現時点で幾つかの不十分な点があると認識していますことから、こうした点について早期に是正するとともに、より一層の安全対策が図れるよう指導してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 渡辺 満君。

○議員（渡辺 満君） それでは、再質問をさせていただきたいと思うんですが、今の答弁を聞いて、誰しものがこれはもう再質問をしなければならないような答弁ばかりでありますね。

まず、貸し付けについてですよ。今言った答弁は、負担金として受けている、管理組合は土地造成会計からは負担金として受けている。負担金だったら返す必要ないんだわ、母体負担なんですから。違うでしょう。

協定書で何て書いているかといったら、協定書の中には、古臭い協定書ですけども、昭和43年12月13日に結んだ協定書の中には、権利の、これ帰属というんですか、見えないんですけども、「帰る」「属」です。本当に薄いぐらいの中身なんです、歴史のある中身ですから、50年前のやつですから。これには、管理組合が解散したときは、出資に関わる権利は、苦小牧土地造成事業会計に帰属するというふうには明記されています。管理組合が解散ですよ。今度逆なんですよ、今回の立場は。

あなた方は、まず一番の間違ひは何かというと、管理組合は、借りているという認識を持っていないということです。何ですか、今後議会の議決を受けて、保有している4万株、1,600万円相当に対応するものは、全部苦小牧市に土地造成会計に譲渡すると言いましたよね。そんなこと、解釈法で簡単にできますか。あなた方は現金で借りましたよ。私はだから、先ほど1回目の質問で言いました。2,000万のうち1,000万は負担金だと、1,000万は2回にわたって長期貸付金という形で借りましたんじゃないですか。人からお金を借りて、知らんぷりで負担金ですという認識、まずこれはないんじゃないですか。返さなくていいお金だったら、何も株を渡す必要ないわけでしょう。でも、あなた方には後ろめたいものがある。だから、株で返すなんて言っている。

私、じゃお伺いしたいんですけども、普通、株というのは、これは未公開株ですから、公開株でないですから、当初1株、定款では500円でしたよね。それを減資しましたので、今400円です。4万株で1,600万という、株の未公開株なんだけれども、そういう評価はあります。じゃ、これあれですか、例えばこういう株を評価するというのは、専門家がいるわけですよね。そういう方々にあなた方はもう相談しているんですか。この株は未公開株だけれども、今の木材振興会社の、いいですか、先ほど来言っていましたよね。今はちょっと時代背景も変わって、当初とは変わってきたけれども、企業としては着実に発展しているので、期待は持てると。だから、出資した意義は、最初のととはちょっと時代背景は変わっても、今も出資の意義はあるんだと言っています。あるんだったら、株は残しておいていいんじゃないですか。何で株を返すんですか。

しかも、今度はその株の出資を苦小牧に渡そうとしていますよね、苦小牧市に。市長自身が管理組合の管理者である、一方では苦小牧市の市長ですよ。市長の基本的なスタンスは、出資に

については見直すというのが市長のスタンスでなかったですか。出資については、見直しながら返してもらうものは返してもらいながら、財政を健全していくというのが市長のスタンスでなかったですか。それが、市長が市長に株を渡す、そして今度市が出資するという形、これも単なる港管理組合と市が勝手に約束したことであって、この木材振興会社の株保有者のいわゆる取締役会、ここでは全然協議の対象にもなっていないわけですよ。そこで初めて、いいですか、これ未公開株ですから、譲渡制限がかかっているはずですよ、定款で。一般的な企業は譲渡制限しているわけですから、簡単にあなた方が思っている株をぽいって苫小牧市に渡すなんていう話の中身じゃないですよ。会社法に基づいて、言ってみれば原点である苫小牧木材振興の定款に基づいて、たしか12条だと僕は記憶しているわけですが、取締役会でまず諮った上で、取締役会で合意されて初めてその株を名義を変更するという手続、それをやって管理組合の議会にかけるといふ、そういった手続のさまざまなものが要ります。

その前に、じゃ今の持っている株の価値は何ぼですかって聞いたら、これあれじゃないですか、専門家の意見を聞いた上で、きちっとした評価額を出さなきゃいけないじゃないですか。これは推測ですよ。先ほど木材振興の今後の見通しも含めて会社経営は、今までは下り坂だったけれども、今上り坂で評価は高くなっていると思いますよ。そうすると、株の評価は、400円ではなくて、もしかしたらもっと高いかもしれない。もっと高かったら、苫小牧市はウェルカムですよ。もらい得です。でも、評価が低いままだったら、苫小牧市は600万円も返してもらえば済む問題ですから、だから私は、こういうやり方ではなくて、一つの提案ですが、もし現金がなくて、株でいろいろと処理するのであれば、600万円相当の株を苫小牧市に現金化して譲渡したらどうですか。1万5,000株ですよ。1万5,000株を株主取締役会に提起して、これを誰か株主、ほかにもいるわけです。その方々に買っていただけないだろうか、実はこういう事情があるんだと、だから600万が必要なんだと。残りの2万5,000株については、引き続き出資の意義のある港管理組合が株を保有したらどうですか。どうしてそういう発想にならないんだろうかなと。

私、これこそが本当に適切な、借りたものに対する処理のあり方だと私は思うんです。これ私の意見というのは間違っていますか。そういう専門の方に相談しましたか、一度たりとも。してないんじゃないですか。何か勝手にここにある株券を、はい、あなたに上げます、これで勘弁してください、そういうものじゃないでしょう。市は、市の出資なりの意義だってちゃんと議会に説明しなきゃならない。市長は2回、これ議会で議決させなければだめなんです。港管理組合の議会、苫小牧の市議会。そうしないと、この土地造成会計が閉鎖できないんですよ。

こういう問題を踏まえて、今回の管理組合の単に譲渡するという、こういうような結論のあり方は、私は正しい会計処理ではないというふうに思うんですが、私は監査委員にそのことを聞きたいなと思ったけれども、同僚が監査委員ですから、それはやめます。中野副市長、これ市としてこういうような返され方で本当にいいですか。正しいと思いますか。私は、これ法律論的に言

っても、会社法的に言っても、こういう返還のあり方は問題があるというふうに思いますけれども、これだめだよ、こんないい加減な答弁していたら。また何回も私は聞きますよ。聞くとたびにまた変わった答弁をしたら、何のための議会なんだというふうになるじゃないですか。それぐらい理論武装して提案してくださいよ。もう腹立って、それ以上言いたくないよ、本当に。

私、今3つ提案しましたので、きちっと答弁できますよね。あなた方の認識は、貸付金という認識がまずない。これを貸付金だという認識を持ってくださいということです。そこは、お金を借りたのならお金を返すというのが、社会の一般的ルールです。これをしっかりと認識をしていただきたい。

次に、マリーナジャパンの問題ですけれども、まず、この警告のあり方ですよ。これ警告、何て書いています。消防法違反なので、これに従わない場合は法律に基づく措置をするって。どっちが上位法なのか分かりません。いいですか、指定管理の協定書が上位なのか、消防法が上位なのか分かりませんが、いずれにしたって、警告に従わない場合は法律に基づく措置をとるというのは、ここに書いてありますよね。現実にも今、使用停止になっているでしょう。これ何日間で解消できるんですか。利用者の皆さんにあなた方はどういうふうにして説明責任を果たすんですか。

間違っ、これ今現在使えませんといって、利用者が勝手にタンクローリーで燃料補給するだとか、持ち込んで補給するなんてというのは、これ違反ですからね。それは御存じだと思いますけれども、だから給油所というものは設置されているわけですよ。それなのに、こんな扱いをしているようじゃ、本当に大変な事態ではないかなと私は思います。

しかも、今御答弁がありました。実は平成15年の4月に給油所を開設していますね。そこから19年3月31日まで、これちゃんと資格を持った人がまず最初から、これが不思議なんですよ。給油所を新設して開始するのに、本来資格所有者は届け出なかったら、これ動かせないはずなんだよ。これは何でスタートの段階から未提出なの。まず、この問題。

次に、指定管理を協定で結んだ段階からも、また未提出なんだよ。これおかしくないですか。今回3回目ですよ。私、全く市として、この指定管理という意味合いがどうも理解できない。いいですか、その辺やっぱりしっかりと説明責任を果たすべきだと思います。

そこで、おもしろい事例があるんですけれども、あなた方モニタリングやりましたよね。モニタリング、これ5人の評価委員でやっているんですけれども、いや、私見ても本当に驚きですよ。いいですか。安全対策事故防止は十分だったか、法令協定書等の遵守、適正管理が行われているか。特に法令遵守、5人が5人とも満点なんですよ。満点。3点中3.0ですから。ほかのところは、多少なりとも移動はあるんです、点数に。法令遵守のところだけは満点ですよ。こういう、これってあなた方、何を基にモニタリングしているんですか。私、モニタリングというのは、必要な書類等々も含めて、監査委員ならもう常にやっていると思うんですけれども、裏づける現金の証拠がない限り認められないじゃないですか。だから監査委員というのは必要なんでしょう。ところが、このモニタリングは何なんですか、これ。机上で適当にお互いにこうやって、いや大

丈夫でないかという感じでやっているんですか。

これあれですよ、5年ですからね。25年度ですか。監査委員がどうのじゃないですよ。僕は例を言っただけであって、監査委員が監査をするときに必要なものというのは、それぞれ担当部局がそれを証明するものを持ってきて、それで出納上問題がないということで監査するわけですよ。そこで不備があった場合は、指摘して改善する、それが監査の仕事だと思いますよ。だから、私が言いたいのは、モニタリングをする評価委員もしっかりとした資料があって、それを見ながら評価するのが本来のモニタリングの委員の仕事じゃないんですか。それが全くなしに、何でこれ満点なんですか。私が指摘しなかったら、これはこのまま通りますよ。こういう一方ではモニタリングという初めての試みかもしれませんが、これはもう改善だらけのモニタリングですよ。

だから、あなた方の認識を、まず指定管理とは何なのかということを一からやり直してください。全く外部発注しているのと同じような認識しているんじゃないの。公共施設を管理するのはあなた方の責任なんだよ。それを何か他人事のように対応しているから、こういう問題が発生するわけですよ。

ほかにも言いたいこといっぱいありますよ。自主事業、一番儲かっているのは何ですか。実はこれ給油所を持っていることが一番の勇払マリーナの純利益を得ているところじゃないですか。そこが法令違反をやっているんだよ。これ全くこれが公共施設の存在だったら、許されないな。指定管理も悪いけれども、されている側も悪いけれども、それを管理する港管理組合も悪い。管理してないもの。指定管理じゃなくて、あなた方が逆に指定管理された方がいいんじゃないの。これについて、市長、これだけ時間かけてこの問題を取り上げて、もう調査項目だけでこれだけありますよ。まだまだ言いたいことはいっぱいある。でも、時間がありますから、もうやめますから。

それとあれでしょう、もう調べ終わったかな、ウォッチングの関係。それから警備だって、何かだめなんでしょう。シルバー人材センターは警備会社じゃないですよ。これは全くの人件費の抑制、単なる人件費の抑制、ただそれだけ。何ですか、夜間と休日に都合のいいところだけ頼んで、こういう状態をあなた方が許すとなると、民間がそういうことをやったっていいということになるんだよ。あなた方行政って、民間に対して厳しいことを言うじゃないですか。それが自分たちの、しかも公共施設にやってはならない業務をさせているということに対して、どういう責任を感じているんですか。これ改善するんですか、直ちに。これしっかり、私は指定管理者に今さら夜間警備の問題について警備会社にやると言ったら、またコストが上がりますから、そうしたら赤字になりますよ、完全に。だって、給油所だっていつオープンするか分からないわけですから。そうすると、そういう状態を管理できなかった港管理組合がそれを補てんするぐらいの財政出動すべきだと私は思いますよ。勇払マリーナのジャパンさんに負担させるような中身じゃないと思いますよ、あなた方が許してきたんだから。このことについて、しっかりと答弁ください

ね。いいですか、私が今指摘したことについてお答えをいただきたい。

それから、ウォッチング、どういうふうになっているのか。

最後、コンテナです。コンテナは分かりました。

それから、ごめんなさい、もう一つ、津波のやつ、部長、ちょっと申し訳ないんですけども、これ消防に提出するというのはあれですね、予防規程の改定は消防に提出したということですね。部長、予防規程の改定部分、地震についての改定部分は提出したということで、訓練そのものは別に消防に提出することはないですよ。それはちゃんとやっていると。私、ちゃんとやっているといるところは、今回逃しますよ。実はちょっと疑問を持っているんです。それは別の機会にやりますから。

コンテナ検査センター、これ市長は粘り強く、さっき最後に言いましたように、22キロというこの物流のコストカットにもなるということと、それは荷主さんにとってはプラスですよ。でも、一方でやっぱり西港にも必要性があると。だから、そういう点も実は私たちも単純ですからね、東港に行ったから、東港に移管すればいいというのは僕の発想だったんです。でも改めたんですよ、今回、勉強し直して。本当に無理難題なことかもしれない。北海道でただ一つ、西港にエックス線の検査センターをつくってくれたという、それだけでも感謝感激なんだけれども、でも、それを更に東港に設置しなければ、これは大変なことです。平成29年度末ということ、30年の3月31日をもって西港のコンテナは、その後解体するのか、それは分かりません。その辺は聞いているんですか、函館税関に。僕、そこは分かりません。期間が一応30年、29年度末で切れると。でも、西港では必要性があると。更に東港に、粘り強く、さっき市長はもっと粘り強く、力を入れてって、本当に強い意欲でって、そのとおりです。

それぐらい私は大事な、苫小牧は本当にこれでもっているといっても言い過ぎじゃないです。しかも、北海道経済を支えているわけですから、そういう点で、知事も含めて、あるいは市長は国会議員や大臣クラスもいっぱいいるわけですから、そのあたりの政治力を、それこそ使わずに何を使うんですか。市長になっただけで喜ぶんじゃなくて、やっぱりそういうところを活用するところは活用するということを、ぜひ意気込みを聞かせていただきたいなというふうに思います。

○議長（遠藤 連君） 答弁を求めます。

管理者、岩倉博文君。

○管理者（岩倉博文君） 1つは、やはり日本の国内の港湾の中で、今回東港シフトと言いながら、22キロ離れたところに国際コンテナターミナルをシフトしました。それに伴って、こうした問題がいろいろあります。要するに、財務省の感覚で、そういう感覚というか、初めてのことなものですから、そこに非常に当初は、数年前ですが、抵抗を感じておりました。しかし、そこは、そのシフトしたことによって、非常に海上輸送という意味で、機能強化につながっていることも事実であります。そういう観点から、単に要望するだけでは、非常にこれ難しいところなも

のですから、具体的なある種の提案と言ったらおかしいんですが、そういうことも含めて今後もやっていかなければならないというふうに考えております。

御案内のように、単に西から東に移転するというだけでは解決できない問題でもあります。こうした場合に、どのように国あるいは財務省に理解を求めるかということでありまして、これもかなり年月を積み重ねている問題でありますので、議員も共産党さんにも国会議員がおられますので、ぜひいろんな角度から共闘して進められればというふうに思います。

○議長（遠藤 連君） 専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） 渡辺議員の再度の質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、木材振興株式会社に対する出資金について、再度のお尋ねがございました。

非常に我々、当初の出資した当時の判断、それからその後の木材振興会社を取り巻く環境の変化、そして、現在苫小牧市からの土地造成事業会計の閉鎖と、そういった経過を踏まえた中で協議を進めているところでございますが、議員の方から、いわゆる貸付金でないかというお話もございました。私どもも、苫小牧市の土地造成事業会計の方から4回に分けていただいているわけでございますけれども、負担金として会計処理されているものと、それから貸付金として処理されているもの、それぞれあることについては我々も認識はしてございます。市の方の会計処理としてはですね。

一方、私どもの方の管理組合としては、予算上、特別負担金と、当時のものはなっておりますので、その辺のことを踏まえながら現在苫小牧市の方と協議を進めているところでございまして、御指摘の点も含めて、今後進めなくちゃいけないということは重々承知しております。

また、先ほど株のお話もございました。

当然、株を処理する場合には、会社側の手続はそれぞれ必要だということについても、専門的な御説明はまだこの場ではできかねますけれども、会社法に基づく手続きがそれぞれ必要だということも存じ上げてございますので、その点も含めて今後市の方としっかり協議をしていきたいと思っております。

それから、保有株式4万株の価値は一体幾らなんだというお話もございました。

現在、我々残念ながら、株の未公開株でございまして、現在の額面当たりの株式しか我々は正直存じ上げてございませぬので、未公開株としての仮に売却した場合の売価は幾らなのかと、そういったことについては分かりかねますので、御理解いただければなと思っております。

あと、管理組合がこの株を持ち続けるべきなんじゃないかと、そういうお尋ねがございました。

確かに、木材振興株式会社の出資金については、当初の事業内容から変わってきたわけですが、現在時点で私どもとしては、その意義がなくなったと考えておりません。（発言する者あり）意義がなくなったとは考えておりません。今、すなわち意義があるということを申し上げたつもりだったんですが、そういったことも踏まえながら、当初出資に関わる権利というのは、

最終的に市に属するでありますとか、議員が最初申し上げたように、配当金については市に納入する、当時の協定書の趣旨を踏まえつつ、市としっかり今後協議を進めていきたいということでございます。

それから、マリーナのモニタリングについて、お尋ねがございました。

今回、私ども初めてモニタリングを実施したところでございまして、評価にあたって、実地調査のほか、事業報告書、それから収支報告書、このある程度限られた材料で評価していただいた。これはそのとおりでございますが、必ずしも評価のその項目、もしくは資料として現時点で十分でなかったという点があるのは、そういった点について、次なる課題としてしっかり我々捉えていきたいと考えているところでございます。

それから、イルカウォッチングといいますか、不定期航路事業についてのお尋ねがございました。

指定管理者では、自主事業としてイルカウォッチング、ミニクルージングなどの不定期航路事業を実施しております。この事業の実施に当たっては、北海道運輸局の許可を得ておりますが、指定管理者の保有する船舶を使用し、船長はハーバーマスターが務めているところでございます。

このハーバーマスターが船長を務めて、この間については、別の職員がマリーナに常駐し、業務を実施しているという具合にお聞きしてございます。（発言する者あり）

船の船長はハーバーマスターが務めてございます。（発言する者あり）

統括責任者については、現在ハーバーマスターになってございます。

私からは、以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） あと、シルバー人材センターの夜の件がございましたけれども、現在、シルバー人材センターに警備業務をお願いしているというふうなことでは考えておりません。おっしゃいましたように、シルバー人材センター自体はそういう警備業法の資格がございませんので、夜の警備はできないということになってございます。

それで、今我々のあれとしては、宿直業務をお願いしているというふうに思っておりまして、それを補完する、確かにそれだけで安全上は大丈夫なのかというお話でありますけれども、それを補完する機能といたしましては、例えばマリーナ全体がフェンスで仕切られていて、その出入りについては、カード管理をしているだとか、あるいはカメラによって監視をしているというようなことがございます。それらを含めまして、もし何か不測の事態があった場合には、すぐ職員に連絡して、それに対応するという対応を現在とっているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤 連君） 渡辺 満君。

○議員（渡辺 満君） あえて中野副管に聞いたんですが、市として、今管理組合が株を譲渡するというところで、いわゆる損得関係が当然出てくると思うんですよ。当然協議をされているとい

うことは、私は、株の評価については、もう既に専門家の意見をいただいた上で、そういうことも前提にして1, 600万、あるいは600万なのか。この辺はぴったり現金化されるという理解で私はいるんですが、その辺についてどうですかということを先ほどちょっと聞いた、ちゃんと私聞きましたよね。お答えになっていただけてないのが1つ。

それから、モニタリングの問題で、何ですか、初めてということじゃなくて、私はモニタリングね、初めてだったら、今指摘されたわけですよ。不十分だと認めたんだったら、何で今一度持ち帰ってモニタリングをやらないんですか。やらなきゃならないでしょう、これ警告受けているんだから。何でそういう前向きな答弁ないんですか。あなた方がやったのは、モニタリングじゃないんだよ。緊急にでもモニタリングをやるというあれはないんですか。それでなかったら、この警告書に違反することになりますよ。ちゃんとしっかり答弁してください。

それから、部長が答えたそのウォッチングの、僕聞き取れなかったのは申し訳ない。ハーバーは船長だと。いわゆる統括責任者も、言ってみれば、分かりやすく言えばマリーナの所長さんなんでしょう。船長も所長さんなんでしょう。そんなこと、あり得ないでしょう。いいんですか、そういう答弁して。それをもし今、公の答弁だというふうに理解したのだったら、これあなた方法律違反ですよ。いいですか。そこを、責任ある議会なんですから、しっかり答弁をしていただかないと、私はそういうふうに信じちゃう。

いいですか。ウォッチングの船長は所長で、事務所の統括責任者も所長だったら、2人の人間が必要なんです。だから、そんなのは海事局で認めるわけじゃないですよ、運輸局で。そういうことをきちっと答えていただきたいということです。

○議長（遠藤 連君） 副管理者、中野裕隆君。

○副管理者（中野裕隆君） 木材振興に対する出資といいますか、貸付金を引き上げる場合にどうするかという話ですけれども、これは実は今年の3月の土造の会計の委員会で、松井議員から御質問がございました。その中で、菊地副市長から、貸付金については出資金と密接な関係にあり、管理組合との協定書に基づき扱われるものであり、一方的な返還を求めるものは難しいということで、会計閉鎖までに方向性を示したいということでございました。

そういう意味で、先ほど渡辺満議員が出された協定書がございます。この中に、例えば出資金に配当金が出たら、これは土地造成会計に行きます。それから、管理組合が解散したときは、その出資に関わる権利は土地造成会計に帰属すると。今回は逆ですけれども、この場合の権利というのは、一義的にはお金です、現金ですけれども、実は株でもあります。それで、今回管理組合でいろいろお話しした中で、現金ではなくて、今の出資している株で市の方に返すということで、話がまとまったわけがございます。

ただ、おっしゃられるように、株の譲渡については、これは取締役会の承認が必要でございます。私自身、幾つか市が出資している会社の取締役をやって、幾つかケースを見ています。ほとんどは額面です。それはやはり非公開株ということで、値段のつけようがないということが一つ

ございまして、それから、いろいろ何か評価の仕方があるようだけれども、そういうところで、今管理組合と市との話し合いの中では、1,600万円分の株4万株について無償で市の方が受けるというような方向で作業を進めているというところでございます。

○議長（遠藤 連君） 専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） まず、勇払マリーナのモニタリングについてでございますが、先ほども申しあげました点も含め、このたびのモニタリングについて、早急にどういう取り扱いをするかを含めて整理した上で、是正されるように取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、御理解いただければと思います。

それから、イルカウォッチングの船長の方と、それからハーバーマスターの点、先ほど答弁申しあげましたけれども、この点につきましても、確認作業をさせていただいた上で、改めて御報告したいと思いますので、御理解をいただければと思います。

私からは、以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 以上で、渡辺 満君の一般質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終了いたします。

○議員提案第1号 港湾関係事業の促進に関する意見書について

○議長（遠藤 連君） 次に、日程第7、議員提案第1号「港湾関係事業の促進に関する意見書について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、提案説明を省略し、直ちに表決に付したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

それでは、議員提案第1号についてお諮りいたします。

議員提案第1号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議員提案第2号 苫小牧港管理組合議会議員派遣の件について

○議長（遠藤 連君） 次に、議員提案第2号「苫小牧港管理組合議会議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、提案説明を省略し、直ちに表決に付したいと存じますが、これに御異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 連君) 御異議なしと認めます。

それでは、議員提案第2号についてお諮りいたします。

議員提案第2号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 連君) 御異議なしと認めます。

よって、議員提案第2号は、原案のとおり可決されました。

○閉会

○議長(遠藤 連君) 以上をもちまして、本議会に付議された事件は全て議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本議会に付議されました事件は、報告8件、議案1件、議員提案2件であります。皆様方の御協力により滞りなく議了いたしましたことに、議長として厚く御礼を申し上げますとともに、議員各位の熱心な御審議を得ましたことに重ねて御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成26年第2回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

(了)

午後4時09分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

苫小牧港管理組合議会

議 長 遠 藤 連

署名議員 池 田 謙 次

署名議員 沖 田 清 志